

はじめに

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、農林水産省所管の独立行政法人であり、農薬取締法、肥料法、飼料安全法、JAS法等の法律に基づき、農業生産資材（農薬、肥料、飼料等）や食品を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全の確保、食品等の品質・表示の適正化等に技術で貢献することを使命に掲げ、業務を行っています。

農薬は、農薬取締法に基づく登録制度等により厳しい規制が行われており、農林水産大臣の登録を受けなければ製造、加工、輸入等を行うことができません。農薬取締法は平成30年に一部改正され、最新の科学的知見に基づき定期的（概ね15年ごと）に安全性等の評価が行われることになり、更に、農薬の蜜蜂への影響や農薬使用者への影響などに関して新たな評価が行われることとなりました。FAMIC農薬検査部は、農薬管理の要である農薬登録審査の実施機関として審査業務を担っています。また、農林水産省との密接な連携のもと、登録された農薬の市場における品質の確保のため農薬製造場への立入検査を実施するとともに、全国の農業生産現場における農薬の使用状況及び生産者から収集した農産物中の農薬の残留状況についての分析調査を行っています。

今般、令和元年度の農薬検査部における調査研究成果を収録した農薬調査研究報告第12号を発行しました。農薬検査部の調査研究は、登録審査業務の遂行に必要な新たな知見や技術力の獲得、並びに残留農薬の調査に必要な分析技術の向上を目的としています。また、農林水産省との密接な連携のもと、農薬登録の国際調和を進める上で必要な技術情報等を収集し、分析した結果を提供するといった役割も担っています。こうした観点から、調査研究の対象については、実験を伴うもののみならず、文献等により収集した情報を分析・考察する調査や論考についても含めたものとしています。また、調査研究の成果は、関係学会等での発表を通じて公表に努めています。

本報告書が関係者の皆様の業務の参考になりますことを期待しています。また、農薬検査部では、今後も調査研究に積極的に取り組んでいくこととしています。調査研究の充実のためには、各方面の皆様からのご意見が不可欠ですので、ご指導のほどお願い申し上げます。

令和3年2月

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
理事長 木内 岳志